

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		健康被害の救済措置
根拠法令及び条項		<p>予防接種法第15条第1項</p> <p>市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。</p>
所管部課係名		いきいき健康部保健センター健康計画係
審査基準	関係条項	<p>予防接種法第16条、第17条</p> <p>予防接種法施行令第8条</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害にかかる給付については、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合に、市町村長が健康被害に対する給付を行うもので、給付の範囲、額等は、法令で定められているため）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合に救済措置を行う。）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）